

提出された意見の内容とそれに対する県の考え方

「山梨県犯罪被害者等支援条例（仮称）」（素案）

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
1, 2	第2 定義	「再被害」の記載がない。 再被害についても記載下さい。	2	【記述済み】 定義は、条例の全編にわたり中心的役割を果たす用語の意義を明らかにし、解釈上の間違いをなくするための規定と認識しております。再被害は、「更なる犯罪等による被害」のことと考えておりますが、本素案では「第19 安全の確保」及び「第20 居住の安定」においてのみ記載しており、条例の全編にわたる用語ではありません。また、解釈上の間違いも発生しないものと考えておりますので、定義は不要と考えます。
3	第3 基本理念	「相互の緊密な連携及び協力」とありますが、ここに捜査機関との連携・協力は含まれないのでしょうか。基本理念だけでなく条例全般に捜査機関が登場しないのは、「国」「県」に含まれるという解釈ですか。	1	【その他】 本素案では、「国」及び「県」に、検察官、山梨県警察等の捜査機関が含まれるものと考えています。
4	第4 県の責務	「市町村が果たす役割の重要性」とありますが、県内の全市町村に同様の被害者等支援条例を制定するよう働きかけてはどうでしょうか。身近な場所に相談できる体制が整っていることが必要と考えます。犯罪被害者は、自身が被害者であるかどうかもわからずに悩んでいる場合もあるので、適切に相談窓口へつなぐことができるように各市町村との連携は非常に重要ではないでしょうか。また、県民への周知、啓発も必要と思います。	1	【その他】 条例の運用に当たり、市町村との連携及び県民への周知・啓発は不可欠と考えております。本素案においても「第4 県の責務」及び「第24 県民の理解の増進」において規定し、これらに取り組みることとしております。具体的な取り組みについては、今後、検討して参ります。
5	第8 推進体制の整備	第8 推進体制の整備の語尾が、「努めるものとする」と記載されている。一方、長野県【長野県第9条支援体制の整備】では、「整備するものとする」、「行うものとする」と記載されている。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、「第8 推進体制の整備」の記載を次のとおり修正します。 「1 県は、犯罪被害者等支援に関し、(中略) 総合的な支援体制を整備するものとする。」

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
6, 7	第13 相談、 情報の 提供等	「日常生活の支援」が無い。 被害者が事件・事故に遭ったその日から必要となる日常生活支援について別の条を立てて記載ください。	2	【記述済み】 日常生活の支援については、「第13 相談、情報の提供等」において、「日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、(中略)相談に応じ、必要な情報の提供及び助言」を行うと記載しているほか、「第18 保健医療サービス及び福祉サービスの提供」において、「日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、(中略)必要な施策」を講ずるものと記載しており、これらに含まれるものと考えております。
8	第13 相談、 情報の 提供等	「弁護士の相談を受ける機会の確保」が無い。	1	【記述済み】 弁護士の相談を受ける機会の確保については、「第13 相談、情報の提供等」において、「犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する」と記載しており、これに含まれるものと考えております。
9, 10	第15 経済的 負担の 軽減	「給付金の支給」が無い。 経済的負担の軽減を図るため、給付金(見舞金・支援金)の支給を行うことを書き加えてください。	2	【実施段階検討】 本条例は、犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な事項を定めるものと認識しております。経済的負担の軽減の具体的な内容については、今後、検討して参ります。
11	第17 県内に 住所を 有しない 者等 に対する 支援	発生が県内であるなら、被害者の住所がどこであろうと積極的に支援を行うべきではないかと思えます。被害者の利便性や希望により、被害者の居住地の都道府県と連携して対応するのは当然かと思いました。	1	【その他】 県内に住所を有しない者等に対する支援については、「第17 県内に住所を有しない者等に対する支援」においてに規定し、これに取り組むこととしております。 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
12	第22 刑事に 関する 手続及 びその 進捗に 関する 情報の 提供	刑事に関する手続き、進捗状況を知ること、被害者にとっては被害回復の一助となります。特に被疑者が少年の場合には、被害者側に伝えられる情報が非常に少ないものとなるようです。被疑者ばかりが守られ、被害者側の権利が蔑ろにされてさらに傷つくことのないよう、被害者こそ丁寧な説明と支援が受けられるようにしてください。被害者の手引き等、うまく活用されると良いと思えます。	1	【その他】 保護、捜査等の過程における犯罪被害者等に対する配慮等については、「第23 保護、捜査等の過程における配慮等」においてに規定し、これに取り組むこととしております。 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供の具体的な内容については、今後、検討して参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
13	第26 人材の 育成	支援従事者の育成と支援従事者に対する支援を併記下さい。	1	【記述済み】 支援従事者に対する支援は、「犯罪被害者等支援に従事する者を育成するための研修の実施」及び「その他必要な施策」に含まれるものと考えております。具体的な内容については、今後、検討して参ります。
14	全体	条例全体、総じて良く練られていると思います。山梨県の条例案において、ありがたいな、と思われる条文は次の通りです。 第5条、6条、7条が役割ではなくて責務とされているのはありがたいです 第16条 大規模事案における支援 第17条 県内に住所を有しない者等に対する支援 昨今大規模な事件・事故が発生しており、被害者や親族の住居地が各地に広がっています。事件が起きた場所によって、あるいは住んでいる場所によって支援に差が出ることを無いようにするため、16条、17条は大切と思います。 27条 調査研究 条例に基づいて充実した支援を行うために必要と思います。	1	【その他】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
15	その他	条例を策定、施行した後、どのように条例に基づいた支援を行っていくのかが、これからの課題かと思われます。 条文には通常記載されませんが、是非、県の担当課に被害者支援専門職の配置をお願い致します。社会福祉士や精神保健福祉士、保健師などの資格を持ち、相談業務に長けている方が望ましいですが、非常勤でも結構ですし、医療・福祉分野での相談業務の経験がある方をお願いできれば、良いかと思致します。	1	【その他】 ご意見は、今後の具体的な施策を定める際に参考とさせていただきます。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
		<p>実際の支援に当たる市町村には専門の相談員を置く余力が無いかと思われ、身近な市町村の窓口で相談に行くのを望まれない被害者も多くおられます。従って、広報、研修を行っていく上でも、県に専任の相談員を是非配置頂きたいものです。</p> <p>既に予定されているかもしませんが、見舞金・支援金制度の実施をお願い致します。被害に遭っても、何に困っているのか把握されていない被害者もおられます。支援金や見舞金は誰にも分かり易い制度です。申請がきっかけとなって、他の支援につながる例も多いと聞いています。</p> <p>願いが多くて恐縮ですが、山梨県らしい条例を制定・施行頂き、充実した支援につながりますことを、切望しています。</p>		
16	その他	<p>1日も早く具体的な支援計画がまとまり、条例の目的にかなう被害者支援が実現するよう、よろしく申し上げます。</p>	1	<p>【その他】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
17	その他	<p>条例制定が他県よりも遅れた分、県にリーダーシップを発揮してもらうことを期待する。</p>	1	<p>【その他】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>